

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県感染症対策基本条例施行規則

(保健医療課)

ページ

号外(二) 令和二年七月九日

規則

岐阜県感染症対策基本条例施行規則をここに公布する。

令和二年七月九日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第八十二号

岐阜県感染症対策基本条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、岐阜県感染症対策基本条例(令和二年岐阜県条例第四十四号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(感染症の指定)

第二条 条例第二条第一項の規定による感染症の指定は、岐阜県公報に告示して行う。

(対策本部の組織)

第三条 条例第九条第一項に規定する対策本部(以下「対策本部」という。)の長(以下「対策本部長」という。)は、対策本部の事務を総括する。

2 対策本部の副本部長は、対策本部長を助け、対策本部の事務を整理する。

3 対策本部の本部員は、対策本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

(対策本部の会議)

第四条 対策本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議を招集する。

2 対策本部長は、条例第九条第五項の規定により市町村長、国の職員その他県の職員以外の者を前項の会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(対策本部の下部組織)

第五条 対策本部長は、必要と認めるときは、対策本部に下部組織を置くことができる。
(専門家会議)

第六条 条例第十一条第一項に規定する専門家会議の構成員は、条例第二条第二項に規定する感染症対策の実施及びその状況の検証その他感染症に関する施策に関し意見を述べるものとする。

(雑則)

第七条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和二年七月九日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一
岐阜県庁

編 集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三
岐阜文芸社